

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

(水産業基盤整備課)

一

告 示

○平成十三年宮城県告示第九五八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づき施設の指定)の一部改正

(同)

規 則

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則(平成元年宮城県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 条例第十条の三の規定により許可を受けようとするときは、様式第八号の四によるものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

(休業日の特例)

第十条 条例別表第六の規則で定める日は、次に掲げる日とする。

一 四月一日から同月七日までの日

二 七月二十一日から八月二十五日までの日

三 十二月二十四日から同月二十八日までの日

四 一月四日から同月七日までの日

五 三月二十五日から同月三十一日までの日
様式第八号の三の次に次の一様式を加える。

様式第8号の4(第5条関係)

研修室使用許可申請書

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用人員	人
連絡先	氏名(名称) 住所(所在地) 電話 ()
使用料	*

漁港管理条例第10条の3の規定により許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

住所 氏名 申請者
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名] 印

宮城県知事 殿

(備考) *欄は記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第十四号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表兩上漁港の項中

泊地	護岸及び物揚場横泊地	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示す延長一五〇メートル及び幅員二二メートル
泊地	物揚場横泊地	名取市閉上五丁目地先のうち別図に示す延長五四三メートル及び幅員二二・五メートル
泊地	棧橋横泊地	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示す延長一三四メートル及び幅員二二・五メートル

を

泊地	護岸及び物揚場横泊地	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示す延長一五〇メートル及び幅員二二メートル
泊地	物揚場横泊地	名取市閉上五丁目地先のうち別図に示す延長五四三メートル及び幅員二二・五メートル
泊地	棧橋横泊地	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示す延長一三四メートル及び幅員二二・五メートル
設 船船保管施	コット専用保管施設	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示すとおり
設 船船保管施	レジャー用小型船舶保管施設	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示すとおり
設 船船保管施	倉庫	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示すとおり
設 船船保管施	クレーン	名取市閉上字東須賀地先のうち別図に示すとおり

に改める。